茨木市人権擁護委員会事業補助要綱

茨木市人権擁護委員会補助要綱（昭和58年12月１日実施）の全部を改正する。

（目的）

第１　この要綱は、茨木市人権擁護委員会が実施する事業に対し、市が補助金を交付することにより人権擁護活動を促進し、もって自由人権思想の普及高揚を図ることを目的とする。

（補助対象）

第２　補助の対象となる事業は、茨木市人権擁護委員会が実施する次に掲げる事業とする。

(1) 人権擁護活動、人権啓発活動及び人権救済活動に関する事業

(2) 人権擁護委員の職務に関する研究等の事業

（補助対象経費）

第３　補助の対象となる経費は、当該年度において第２の事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

(1) 人権擁護、人権啓発及び救済活動に要する経費

(2) 定例会及び研修会の会場及び附帯設備の借上げに要する経費

(3) 研修会のバスの借上げに要する経費（有料道路通行料、駐車場代、施設入場料及び傷害保険料を含む。）

(4) 三島人権擁護委員協議会に対する助成金

(5) 大阪府人権擁護協力会の会費

（補助金額）

第４　補助額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 次に掲げる額のうちいずれか少ない額

ア　第３第１号から第３号までに掲げる経費を合算した額（国等による補助金の交付があるときは、その額を減じた額）

イ　9,500円に茨木市人権擁護委員会の基本委員数（15人）を乗じて得た額

(2) 第３第４号に掲げる助成金及び第３第５号に掲げる会費を合算した額

（補助金の交付申請）

第５　補助金の交付を受けようとするものは、茨木市人権擁護委員会事業補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

（補助金の交付決定）

第６　市長は、第５の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市人権

擁護委員会事業補助金交付決定通知書（様式第２号）により通知する。

（補助金の交付請求）

第７　第６の補助金交付決定通知書を受けたものは、茨木市人権擁護委員会事業補助金交付請求書（様式第３号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

（補助金の交付）

第８　市長は、第７の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者に補助金を概算払により交付する。

（変更の申請等）

第９　補助金の交付を申請したものは、補助金の交付決定通知後において当該事業計画の内容を変更しようとするときは、第５に準じて茨木市人権擁護委員会事業補助金交付変更承認申請書（様式第４号）を提出して市長の承認を受けなければならない。

２　前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第６に準じて決定の内容を変更し、茨木市人権擁護委員会事業補助金変更承認通知書（様式第５号）により申請者に通知する。

３　前項の補助金変更承認通知書を受けたものは、第７に準じて変更承認に係る補助金の交付を請求しなければならない。

（実績報告）

第10　補助金の交付の決定を受けたものは、事業終了後、茨木市人権擁護委員会事業補助金実績報告書（様式第６号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) 領収書等

（補助金額の確定等）

第11　市長は、第10の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、茨木市人権擁護委員会事業補助金確定通知書（様式第７号）により通知する。

（補助金の精算）

第12　第11の補助金確定通知書を受けたものは、当該補助金について、精算の手続を行わなければならない。この場合において、その確定額と既に受けた概算額に過不足があるときは、指定された期日までに茨木市人権擁護委員会事業補助金精算追加分交付請求書（様式第８号）により不足額を請求し、又は超過額を返還しなければならない。

（立入検査）

第13　市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることが

できる。

（帳簿等の整備）

第14　補助金の交付を受けたものは、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

２　補助金の交付を受けたものは、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

（書類の保存）

第15　補助金の交付を受けたものは、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。

（補助の取消し等）

第16　市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。

(4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。

(5) その他市長が不適当と認めたとき。

（市長の指示）

第17　市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附　則

この要綱は、平成17年４月１日から実施する。

附　則

（実施期日）

１　この要綱は、平成26年４月１日から実施する。

（経過措置）

２　この要綱による改正後の茨木市人権擁護委員会事業補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、平成28年９月２日から実施する。

附　則

この要綱は、令和元年５月１日から実施する。

附　則

（実施期日）

１　この要綱は、令和３年６月１日から実施する。

（経過措置）

２　この要綱の実施の際、この要綱による改正前の要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

様式第１号（第５関係）

年　　月　　日

（申請先）茨木市長

所 在 地
団 体 名
代表者名

茨木市人権擁護委員会事業補助金交付申請書

茨木市人権擁護委員会事業補助金の交付を次のとおり申請します。

１　補助対象事業

２　交付申請額　　円

３　添付書類
(1) 事業計画書
(2) 収支予算書

様式第２号（第６関係）

茨木市指令　第　　号

所 在 地
団 体 名
代表者名　　様

茨木市人権擁護委員会事業補助金交付決定通知書

　　年　月　　日付け申請の茨木市人権擁護委員会事業補助金は、次の条件を付けて、金　　円（概算額）を交付します。

条　　件

年　　月　　日

茨 木 市 長　　印

様式第３号（第７関係）

年　　月　　日

（請求先）茨木市長

所 在 地
団 体 名
代表者名　　㊞

茨木市人権擁護委員会事業補助金交付請求書

年　　月　　日付け茨木市指令　第　　号で交付決定通知のあった事業補助金を次のとおり請求します。

１　補助対象事業

２　金額（概算額）　　円

様式第４号（第９関係）

年　　月　　日

（申請先）茨木市長

所 在 地
団 体 名
代表者名　　㊞
※氏名（代表者名）が自署の場合は、押印不要です。

茨木市人権擁護委員会事業補助金交付変更承認申請書

年　　月　　日付け茨木市指令　第　　号に係る茨木市人権擁護委員会事業補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

１　補助対象事業

２　変更内容

３　変更理由

４　変更前交付決定額（概算額）　　円

５　変更後交付申請額（概算額）　　円

６　差引増減額　　円

様式第５号（第９関係）

茨木市指令　第　　号

所 在 地
団 体 名
代表者名　　様

茨木市人権擁護委員会事業補助金変更承認通知書

年　　月　　日付け茨木市指令　第　　号で交付決定した茨木市人権擁護委員会事業補助金は、次の条件を付けて変更承認します。

条　　件

１　交 付 決 定 額（概算額）　　円
　　変 更 増 減 額　　円
　　変更交付決定額（概算額）　　円

２

年　　月　　日

茨 木 市 長　　印

様式第６号（第10関係）

年　　月　　日

（報告先）茨木市長

所 在 地
団 体 名
代表者名

茨木市人権擁護委員会事業補助金実績報告書

年　　月　　日付け茨木市指令　第　　号で交付決定通知を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

１　補助対象事業

２　補助金交付決定額（概算額）　　円

３　補助金精算額　　円

４　補助事業の成果

５　添付書類
(1) 事業報告書
(2) 収支決算書
(3) 領収書等

様式第７号（第11関係）

茨木市指令　第　　号

所 在 地
団 体 名
代表者名　　様

茨木市人権擁護委員会事業補助金確定通知書

年　　月　　日付け茨木市人権擁護委員会事業補助金実績報告書を審査の結果、事業補助金を次のとおり確定します。

１　補助金交付決定額（概算額）　　円

２　補助金確定額　　円

３　補助金差引額　　円

年　　月　　日

茨 木 市 長　　印

様式第８号（第12関係）

年　　月　　日

（請求先）茨木市長

所 在 地
団 体 名
代表者名　　㊞

茨木市人権擁護委員会事業補助金精算追加分交付請求書

年　　月　　日付け茨木市指令　第　　号で確定通知のあった事業補助金精算追加分を次のとおり請求します。

１　補助対象事業

２　補助金交付決定額（概算額）　　円

３　補助金確定額　　円

４　精算追加分請求額　　円